

平成 23 年 5 月 2 日

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (第 1 次補正予算関連) について

I 雇用保険法施行規則の一部改正

1 雇用調整助成金制度

(1) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の見直し

- 被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主を対象に特例措置を講じる。
 - ・ これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（1 年間）中に開始した休業については、最大 300 日間助成金の対象とする。
 - ・ 被保険者期間 6 か月未満の人を本助成金の対象とする暫定措置を延長する。【平成 23 年 7 月 1 日施行】

2 特定求職者雇用開発助成金制度

(1) 被災者雇用開発助成金の創設

- 特定求職者雇用開発助成金を拡充し、被災離職者及び被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に 50 万円(中小企業 90 万円)を支給する特例措置を実施する。

3 認定訓練助成事業費補助金制度

(1) 認定訓練助成事業費補助金の見直し

- 特定被災区域内の認定職業訓練校の施設及び設備について、県が東日本大震災により被害を受けたものの災害復旧に要する経費を助成又は援助した場合の認定訓練助成事業費補助金について、国から県への補助率を $1/2$ から $3/4$ に、国の負担割合の上限を $1/3$ から $1/2$ に引き上げる。

(現行)	$2/3$	×	$1/2$	=	$1/3$
	県→認定校		国→県		国→認定校
			↓		↓
(特例)	$2/3$	×	$3/4$	=	$1/2$
	県→認定校		国→県		国→認定校

II 施行期日等

- ① この省令は、個別に記載があるものを除き、平成 23 年 5 月 2 日から施行するものとする。
- ② その他所要の規定の整備を行うものとする。